

# 令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 業務委託にかかる企画競争募集要領

この要領は、令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結について、プロポーザルを提出する者（以下「提出者」という。）及び受託者が留意すべき事項を定めたものであり、提出者は、次の事項を熟知のうえ、プロポーザルを提出してください。

## 1 募集する企画提案に係る事業の概要

### (1) 事業名

令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業

### (2) 事業目的

本事業は、活動の拠点となるプロフェッショナル人材戦略拠点を置き、日頃から県内中小企業と接している地域金融機関、産業支援機関その他の関係機関と連携を図りながら、県内中小企業の持つ潜在成長力への目覚めを喚起し、「攻めの経営」への転換を促進することで、県内中小企業の振興・発展を図ることを目的とします。

また、県内中小企業が生産年齢人口の減少などにより深刻な人手不足に直面する一方、首都圏等の企業においては、役職定年や再雇用制度の導入などにより、高度なスキルや経験をもった多くの人材が組織にとどまっています。加えて、スタートアップを含む地域の幅広い企業の経営課題解決のため、都市部から本県へ新しい流れをつくり、県内企業に不足しているデジタル人材等の確保を図る必要があります。このことから本事業では、首都圏等の企業に働きかけを行い、そうした人材の高いスキルや経験を最大限活用できるよう、転職、副業、出向等、多様な就業形態により県内中小企業とのマッチングを支援することも目的とします。

## 2 委託する業務の内容

別添「令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託仕様書」のとおり。

## 3 業務委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4 委託費上限額等

44,031,675円(消費税及び地方消費税含む)

## 5 応募資格

企画提案競争に参加しようとするものは、次の要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 県内に事業所があり、中小企業支援実績を有する法人であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号までに規定する者でないこと。

## 6 応募書類

- (1) 「令和 7 年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」業務委託企画提案応募申請書（様式 1）
- (2) 応募資格等確認用書類
  - 証明書等は、申請日前 3 月以内に交付されたもの。
  - ア 応募資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書（様式 2）
  - イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
  - ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
  - エ 茨城県税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
  - オ 直近 3 事業年度の事業報告書、決算書
- (3) 企画提案選考用書類
  - ア 企画提案書（任意様式 A 4 版により別添仕様書の第 4 に掲げる事項について具体的に記載してください。）
  - イ 経費見積書（様式 3）
  - ウ 法人等の概要書（様式 4）
  - エ 法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等
- (4) 提出部数
  - 上記（1）及び（2）を 1 部
  - 上記（3）を 5 部
- (5) 留意事項
  - ア 企画提案は、一法人等につき 1 件とします。
  - イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
  - ウ 提出された書類の内容は変更することができません。
  - エ 提出された書類等は返却しません。
  - オ 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 5）を提出してください。
  - カ 採択された企画提案書の著作権は茨城県産業戦略部労働政策課に帰属します。

## 7 応募の手続き及び選定方法等

### (1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先

茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室 一澤

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話：029-301-3645 FAX：029-301-3649

電子メール [rousei2@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:rousei2@pref.ibaraki.lg.jp)

### (2) 応募手続き

#### ア 応募に関する質問

##### (ア) 受付期限

令和7年3月11日（火）午後3時まで

##### (イ) 質問様式

様式は自由としますが、以下の項目を明記してください。

a 件名は「令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業業務委託に関する質問」としてください。

b 法人等の名称、部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス

c 質問の表題

##### (ウ) 送付方法

持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法により7（1）の問い合わせ先まで送付してください。

なお、FAX又は電子メールによる場合は、電話により届いていることを確認してください。

##### (エ) 回答方法

質問ごとに随時、質問者に対し、電子メール又はFAXにより回答します。

なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できません。

#### イ 応募書類の受付

令和7年3月18日（火）午後5時を期限とします。期限までの平日午前9時から午後5時までに持参、又は郵送（必着）により提出してください。

### (3) 選考について

#### ア 選考方法

(ア) 審査会の審査結果に基づき、受託候補者を選定します。

(イ) 審査会では、6（3）「企画提案選考用書類」により審査をします。

#### イ 選定結果の通知

受託候補者の選定後、速やかに結果を通知します。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めません。

## ウ 審査基準（プロポーザルの評価項目等）

### ① 事業の実施体制について

- ・事業を適切かつ確実に実施できる体制となっているか。
- ・責任者や事業実施時の体制が明確となっており、業務遂行に無理がないか等。

### ② 事業実施のスケジュールについて

- ・事業の開催時期が明確となっており、期間内に契約を履行することができるか。
- ・スケジュールに無理が無く、十分に実施可能であるか等。

### ③ 関係機関との連携について

- ・県内中小企業や地域の金融機関等とのネットワークを有しているか。
- ・連携する関係機関が具体的に記載されているか等。

### ④ 中小企業支援実績について

- ・中小企業支援の実績が豊富であり、ノウハウを有しているか等。

### ⑤ 経費積算の妥当性について

- ・見積額は予算額以内であり、経費の積算は明確で適正か等。

## 8 受託候補者選定後の手続き

### (1) 事業計画書の提出

受託候補者として選定された旨の通知を受けた者（以下「受託候補者」という。）は、受託期間中に実施する事業の計画を記載した事業計画書及び見積書を提出し、県の承認を得ることとします。

なお、県は、事業計画書の承認にあたっては、既に提出された企画提案書等の内容を基本としますが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、受託候補者との協議により、企画提案書の内容を一部変更した上で、事業計画書の再提出を求めることがあります。この場合において、受託候補者との協議が整わなかった場合は、当該計画書は不承認とし、次点者と協議を行うものとします。

### (2) 契約手続き

#### ア 契約書の締結

県は、(1)において提出された事業計画書を承認し、受託候補者から徴した見積書の額が、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内であることを確認したときは、同規則に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わします。

#### イ 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、茨城県財務規則第138条第2項第6号に該当すると認める場合は契約保証金を免除します。

## 9 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務の一部を再委託することができます。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者等を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければなりません。
- (2) 受託者は、本業務を通じて取得した個人情報の取り扱いについては、契約書別記「特約事項」に基づき、適正に行ってください。
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (4) 本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和 22 年政令第 67 号）や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。
- (5) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。